

愛知県立大学守山キャンパス図書館学外者利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民及び社会一般に図書館資料を広く開放し、地域文化の向上に寄与するため、愛知県立大学守山キャンパス図書館利用規程（以下「図書館利用規程」という。）第2条第3項に基づき、愛知県立大学守山キャンパス図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する資料を、本学の教育・研究に支障のない範囲で県民等に公開するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、図書館の所蔵資料を利用して調査研究を行う者とする。ただし、大学・資格等の受験のために利用する者を除く。

(公開日)

第3条 図書館は、図書館利用規程第4条に定める日を除き公開する。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、図書館利用規程第3条に定める時間内とする。

(利用の申込み)

第5条 図書館の利用を希望する者は、本人であることを証明できるもの（運転免許証又は健康保険証等）を提示した上、所定の学外者受付簿に必要事項を記入し、図書館の許可を受けなければならない。

(利用の範囲)

第6条 学外者の利用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 文献複写
- (3) 情報検索

(図書の館外貸出)

第7条 第2条に規定する利用資格を有する者のうち、次に掲げる者は図書の館外貸出を受けることができる。

- (1) 看護・保健医療関係業務従事者
- (2) 看護師保健師助産師養成施設の教職員
- (3) その他学術研究情報センター長が許可した者

2 館外貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

2週間以内 3冊以内

(遵守事項)

第 8 条 利用者は、図書館及び本学内では、本要領を始め本学が定める諸規程を遵守しなければならない。また、館内では、係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第 9 条 この要領の実施について必要な事項は、別にセンター長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。